２０２６ 年 １０ 月 ２０ 日

報 道 関 係 者 各 位

日 本 証 券 業 協 会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○外務員等処分の公表制度見直しに係る「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正案について

募集期間：　2026 年 10 月 20 日（火）から 2026 年 11 月 19 日（木）17 時 00 分まで

所　　管：　自主規制企画分科会

内　　容：　本協会では、2023 年９月より、協会員の役職員等による重大な法令等違反行為の再発防止等を目的として、外務員の登録取消処分又は不都合行為者の取扱いを行った事案について公表を行っているところである。

今般、公表制度導入後３年間の運用状況等を踏まえ、本制度の目的である重大な法令等違反行為の再発防止等により一層資するよう、公表対象の拡大及び公表内容の見直しを図るため、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

○　パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027　東京都中央区日本橋２－11－２
日本証券業協会 規律審査部　宛

専用フォームの場合： https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=39

以　上

○　本件に関するお問い合わせ先

１．「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について
日本証券業協会　規律審査部（TEL 03-6665-6778）

２．「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について
日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

外務員等処分の公表制度見直しに係る「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正案について

令和８年 10 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．改正の趣旨

本協会では、令和５年９月より、協会員の役職員等による重大な法令等違反行為の再発防止等を目的として、外務員の登録取消処分又は不都合行為者の取扱いを行った事案について公表を行っているところである。

今般、公表制度導入後３年間の運用状況等を踏まえ、本制度の目的である重大な法令等違反行為の再発防止等により一層資するよう、公表対象の拡大及び公表内容の見直しを図るため、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）等の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．改正の骨子

(1) 公表対象に外務員の職務禁止措置（措置期間が５年間のものに限る。）を行うことを決定したものを追加する。（処分手続規則第 29 条第１項第１号ニ）

(2) 公表内容に行為に至る背景、行為者及び顧客の属性並びに発見の端緒の詳細等の情報を公表内容に追加する。あわせて、「公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の名称」を「公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の区分」に変更する。
（処分手続規則第 29 条第１項第２号及び同条第２項）

(3) その他所要の整備を図る。

Ⅲ．施行の時期

この改正は、令和８年 12 月 15 日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：令和８年 10 月 20 日(火)から令和８年 11 月 19 日(木)17:00 まで(必着)

②提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋２丁目 11 番２号
日本証券業協会 規律審査部 宛

専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=39

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○　本件に関するお問い合わせ先：

１.「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について

日本証券業協会　規律審査部（TEL 03-6665-6778）

２.「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

以　上

「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正案について

令和８年 10 月 20 日
（下線部分変更）

改　正　案	現　行
第４章　公表	**第４章　公表**
（外務員等についての処分内容の公表） **第 29 条**　本協会は、第５条第１項、第６条第１項、第23条第１項、第25条第１項又は第26条第１項の通知を行ったときは、その内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。	**（外務員等についての処分内容の公表）** **第 29 条**　本協会は、第５条第１項、第６条第１項又は第 23 条第１項の通知を行ったときは、その内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。
１　公表対象	１　公表対象
イ　証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第１項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの（ロに定めるものを除く。）	イ～ハ　（同　左）
ロ　登録取消処分を行ったもの	
ハ　不都合行為者の取扱いを決定したもの	
ニ　外務員の職務禁止措置又は金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置（いずれも職務禁止措置の期間が５年間のものに限る。）を行うことを決定したもの	（新　設）
２　公表内容	２　公表内容
イ　公表対象となる処分の原因となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の本協会が別に定める区分	公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の名称（別に定める場合を除く。）、当該行為の概要、行政処分又は不都合行為者の取扱いの決定を行った年月日、行政処分又は不都合行為者の取扱いの内容、その他必要と認める事項
ロ　当該行為の概要	
ハ　行政処分又は自主規制処分を行った年月日	
ニ　行政処分又は自主規制処分の内容	
ホ　その他必要と認める事項	
３　公表期間	３　公表期間
イ・ロ　（現行どおり）	イ・ロ　（省　略）
ハ　第１号ロからニまでに定めるもの　その処分を行った日から５年間	ハ　第１号ロ又はハに定めるもの　その処分を行った日から５年間

改　正　案	現　　行
２　前項の定めのほか、外務員等についての処分内容の公表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。 **付　　則** この改正は、令和８年12月15日から施行し、同日以後に行った第５条第１項、第６条第１項、第23条第１項、第25条第１項又は第26条第１項の通知の内容に係る公表から適用する。	２　　（　同　　左　）

「協会員の役職員等の処分の公表に関する取扱い」の一部改正案について

令和８年 10 月 20 日

（下線部分変更）

改　正　案	現　　行
１．目的 この取扱いは、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（以下「処分手続規則」という。）」第29条第２項に基づき、協会員の役職員等（処分手続規則第２条第１号､第２号及び第４号から第６号までに規定する者をいう。以下同じ。）の処分内容の公表に関する事項を取りまとめたものである。	１．目的 この取扱いは、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（以下「処分手続規則」という。）」第29条第２項に基づき、協会員の役職員等（処分手続規則第２条に規定する従業員等、協会員の外務員及び金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。）の処分内容の公表に関する事項を取りまとめたものである。
２．公表内容 処分手続規則第 29 条第１項第２号に掲げる公表内容については、以下に定めるとおりとする。	２．公表内容 処分手続規則第29条第１項第２号に掲げる公表内容のうち、以下の（1）又は（2）の公表内容については、それぞれ以下に定めるとおりとする。
（1）　公表対象となる処分の原因となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の本協会が別に定める区分 処分手続規則第 29 条第１項第２号イに規定する本協会が別に定める区分は以下のとおりとする。 ①　会員 イ．本庁監理会社（大手証券会社） ロ．本庁監理会社（大手証券会社以外） ハ．財務局監理会社 ②　特別会員 イ．預金取扱機関 ロ．保険会社 ハ．その他 ③　特定業務会員 ④　金融商品仲介業者	（新　　設）

改　正　案	現　行
（2）　行為の概要	（1）　行為の概要
①　金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の５第１項第２号若しくは第３号の規定（金商法第66条の25において準用する場合を含む。）に基づき行政処分を行ったもの又は処分手続規則第２条第16号に規定する自主規制処分（同条第13号又は第14号に掲げるものを除く。）を行ったものについては、協会員の役職員等が行った法令等違反行為の内容（動機、行為に至る背景、手口、行為者及び顧客の属性）その他の法令等違反行為の未然防止及び再発防止のために有用な情報を公表する。ただし、これらの情報を公表することにより当該事案の関係者の利益を侵害するおそれがある場合など、公表しないことが適当と判断する情報については、この限りでない。	①　不都合行為者の取扱いを決定したもの又は金融商品取引法（以下「金商法」という。）」第64条の５第１項第２号又は第３号の規定に基づき行政処分を行ったものについては、協会員の役職員等が行った法令等違反行為の内容を公表する。
②　金商法第64条の５第１項第１号の規定に基づき登録取消処分を行ったもののうち、以下のイからへまでのいずれかに該当するものについては、欠格事項（金商法第64条の２第１項第１号に掲げる同法第29条の４第１項第２号イからリまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する旨、欠格事項の内容及び欠格事項の起因となった行為の内容を公表する。 イ．欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するもの（※１） ロ．金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させるもの ハ．外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明したもの（※２） ニ．欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保	②　金商法第64条の５第１項第１号の規定に基づき、協会員又は金融商品仲介業者の外務員が欠格事項（金商法第64条の２第１項第１号に掲げる同法第29条の４第１項第２号イからリ。以下同じ。）に該当したことにより登録取消処分となったもののうち、以下のイからへのいずれかに該当する場合は、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び欠格事項の起因となった行為の内容を公表する。 イ．欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合（※１） ロ．金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合 ハ．外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した場合（※２） ニ．欠格事項の起因となった行為が、金融商

改　正　案	現　　行
険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するもの（※１） ホ．欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるもの（イ、ロ又はニに該当するものを除く。）（※３） ヘ．上記イからホまでのほか、欠格事項の起因となった行為の概要を公表する必要があると本協会が認めるもの	品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合（※１） ホ．欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合（イ、ロ又はニに該当するものを除く）（※３） ヘ．上記イからホの他、欠格事項の起因となった行為の概要を公表する必要があると本協会が認める場合
※１　協会員の顧客に対して横領又は詐欺等を行っている場合は、原則として、イについては「金融商品取引業又はこれに関連するもの」に、ニについては「金融商品取引業以外の金融関係業務に関連するもの」に該当する。 ※２　ハについては、「欠格事項に該当する旨」に代えて、「外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した旨」を公表する。また、外務員登録時点において該当していた欠格事項の起因となった行為が以下の③に該当する場合は、「欠格事項の起因となった行為の内容」に代えて適用法令（罰条）を公表する。 ※３　例えば、贈収賄、背任、税法違反、商法・会社法違反、独占禁止法違反、不正競争防止法違反、知的財産関連法違反、横領、詐欺、強盗、窃盗等のうち、イ、ロ又はニのいずれにも該当しないものをいう。	※１～３　（　同　　左　）
③　金商法第64条の５第１項第１号の規定に基づき登録取消処分となったもののうち、上記②に該当しないもの（※）については、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び適	③　金商法第64条の５第１項第１号の規定に基づき、協会員又は金融商品仲介業者の外務員が欠格事項に該当したことにより登録取消処分となったもののうち、上記②に該当し

改　正　案	現　　行
用法令（罰条）を公表する。 ※　例えば、業務中又は業務外で交通事故を起こしたものや業務外で傷害事件を起こしたもの等が該当する。	ない場合（※）は、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び適用法令（罰条）を公表する。 ※　例えば、業務中又は業務外で交通事故を起こした場合や業務外で傷害事件を起こした場合等が該当する。
（　削　　る　）	（2）　公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の名称 協会員の役職員等が法令等違反行為を行った時に所属していた協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表する。ただし、以下の①から③のいずれかに該当する場合を除く。 ①　（1）②ホに該当する場合で、かつ、協会員又は金融商品仲介業者の業務（金融商品取引業に限らない）に関連する行為ではない場合（※1） ②　（1）③に該当する場合 ③　その他、協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表することが適当でない場合（※2） ※1　協会員又は金融商品仲介業者の顧客に対して横領又は詐欺等の行為を行っている場合は、原則として「業務に関連する行為」に該当するため、（2）①には該当しない。 ※2　例えば、欠格事項に該当したことにより登録取消処分を行う場合であって、欠格事項の起因となった行為があった協会員又は金融商品仲介業者と、欠格事項に該当したときに所属していた協会員又は金融商品仲介業者が異なる場合。
（3）　その他必要と認める事項 発見の端緒及びその詳細その他の本協会	（　新　　設　）

改　正　案	現　　行
が必要と認める事項を公表する。 ３．公表方法 本協会のホームページへの掲載及び協会員通知による。 付　　則 この改正は、令和８年12月15日付け「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第29条の一部改正の施行日から施行し、同日以後に行った、同規則第５条第１項、第６条第１項、第23条第１項、第25条第１項又は第26条第１項の通知の内容に係る公表から適用する。	３．公表方法 （　同　　左　）

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正案について

令和８年 10 月 20 日

（下線部分変更）

改　正　案	現　行
（本協会への照会）	**（本協会への照会）**
第５条　協会員は、他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第12条第１項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。	**第５条**　（同　左）
２　協会員は、過去５年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第１項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第５項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。	**２**　（同　左）
３　協会員が、他の協会員の従業員を出向により採用しようとするとき、他の協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の従業員を採用しようとするときは、前２項の規定を適用しない。	**３**　協会員が、他の協会員の従業員を出向により採用しようとするとき、他の協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用しようとするときは、前２項の規定を適用しない。
４・５　（現行どおり）	**４・５**　（省　略）
付　則	

改　正　案	現　行
この改正は、令和８年 12 月 15 日から施行する。	

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

外務員等処分の公表制度見直しに係る「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2026年10月20日
日本証券業協会

1. 本協会における取組み

➢ 本年７月に公表した「当面の主要課題」において、以下の取組みを進めていくこととしている。

当面の主要課題　（令和８年７月策定）＜抜粋＞

市場仲介者（協会員）	顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

1. 協会員の役職員の職業倫理意識と信頼の一層の向上に向けた取組み

自主規制に関する研修（JSDAコンプライアンス・トレーニング）において、不正のトライアングルを踏まえた協会員の役職員の職業倫理意識と信頼性向上に資する研修プログラムを拡充し、受講促進を図る。

外務員必携等（外務員に必要な法令諸規則や商品業務等の解説書）に、金融リテラシー及び不正のトライアングルを踏まえた職業倫理意識向上に資する内容を充実させる。

重大な法令等違反行為に係る外務員等処分の公表項目及び公表対象について、必要に応じて見直しを行う。

外務員等処分の公表に至らない事案も含め、具体的な事例等を協会員に定期的に周知を行い、未然防止及び再発防止に向けた活用を促す。

今般、上記赤枠の取組みを進めるため、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正を行う。

2. 公表対象の拡大について

改正の概要

- 公表対象を拡大し、**職務禁止措置5年間**を公表対象に追加する。

改正後の公表対象	現行の公表対象
・登録取消処分・不都合行為者の取扱いの事案 ・職務禁止措置5年間の事案 ・証券取引等監視委員会が外務員勧告を行った事案	・登録取消処分・不都合行為者の取扱いの事案 ・証券取引等監視委員会が外務員勧告を行った事案

改正理由

- 職務禁止措置5年間は、外務員の登録取消処分に相当する事案であるものの、退職等により外務員登録が抹消されているために登録取消処分が行えない場合に、登録取消処分の代わりに行う自主規制処分である。
- 2023年9月の公表制度導入の時点では、外務員の職務禁止措置5年間の事例は、ほとんど発生していなかったが、2025年以降、着服事案において、外務員の退職後（外務員登録抹消後）であったために登録取消処分が行えず、同等の処分の効果を及ぼすために、外務員の職務禁止措置5年間の自主規制処分を行った事例が生じている。
- 職務禁止措置5年間となる事案については、行為内容及び処分の程度は、登録取消処分に相当するものであることを踏まえると、職務禁止措置5年間も公表対象に含めることが適当と考えられる。

3. 公表内容の見直しについて

改正の概要

- 公表内容を拡充し、**違反行為に至る背景や行為者・顧客の属性、発見の端緒の詳細等のより具体的な情報**を公表内容に追加する。あわせて、公表内容のうち「協会員等の名称」は「業態区分」に変更する。

公表項目	改正後の公表内容	現行の公表内容
行為の概要等	・動機及び手口 ・行為に至る背景 ・行為者の属性（年齢層、役職、担当業務等） ・顧客の属性（年齢層、行為者との関係等） ・発見の端緒及びその詳細 （顧客からの申出の場合、申出のきっかけや申出内容）	・動機及び手口 ・発見の端緒
協会員等	・業態区分 ①会員（イ. 本庁監理会社（大手証券）、ロ. 本庁監理会社（大手証券以外）、ハ. 財務局監理会社）、 ②特別会員（イ. 預金取扱機関、ロ. 保険会社、ハ. その他）、 ③特定業務会員、④金融商品仲介業者	・協会員又は金融商品仲介業者の名称

改正理由

- 公表制度導入後3年間の運用状況等を踏まえると、公表情報の利用者にとっては、違反行為に至る背景や行為者・顧客の属性、発見の端緒の詳細等のより具体的な情報も有用であると考えられる。
- あわせて、これらの情報は、現在開示されている協会員等の名称と組み合わさることにより、行為者や顧客が特定される可能性があることを踏まえた対応を図る。

＜参考＞現行の外務員等処分の公表情報の例（イメージ）

処分年月日	●年●月●日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	●●証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会員の外務員甲は、借入金の返済や遊興費等の支出により資金繰りに窮したことから、顧客から金銭を詐取することを思いついた。甲は、懇意にしていた顧客に対して、「特別なお客さま限定の販売枠がある。現金で準備していただければ私の方で預かって処理する」などと虚偽の説明を行い、顧客から現金を詐取・着服し、自身の借入金の返済や遊興費等に費消した。
発見の端緒	（注）以下の選択肢1～4のうち該当するものを記載 1．社内検査等により自社で発見 2．外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明 3．外部機関（行政当局や自主規制機関等）の検査等で判明 4．その他
参考情報	当該協会員では、本事案を受けた再発防止策として、主に 以下の対応を行った。 ・・・・

④協会員の名称があることにより、当事者の周辺で個人の特定が容易となるとの意見

①行為者や顧客の属性は、個人の特定につながるおそれがあるため記載していない

②行為に至る背景・動機（資金繰りに窮していた具体的な背景）は伏せている
※理由は①に同じ

③発見の端緒の詳細は記載していない
※理由は①に同じ

※上記の例は、過去の複数の処分事例等を参考に作成した架空の行為概要であり、特定の個別事案に関するものではない。

課題

- ✓ 協会員各社の法令等違反行為の再発防止等の取組みのために、「行為者や顧客の属性」、「資金繰りに窮した具体的な背景」、「発見の端緒の詳細」など、より詳細な情報を提供してほしいとのニーズが寄せられている。
- ✓ 一方、協会員の名称と併せてより詳細な情報を開示することが、特に事案が発生した当事者の周辺で個人の特定が容易になるおそれがあるとの声が寄せられており、現行制度では、詳細な情報開示が困難となっている。

＜参考＞不正のトライアングルを踏まえた顧客資産等着服事案の調査結果（日証協処分事案 2020年7月～2025年9月）

不正のトライアングルとは

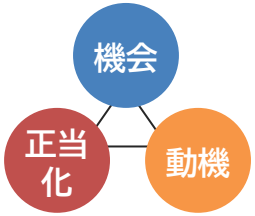

企業における内部不正の予防策を検討する際に広く活用されている考え方。
不正行為が発生する際には、通常、「機会」「動機」「正当化」の3つの要素が揃うとされており、3要素が単独ではなく相互に作用することで不正行為の発生につながるとされる。

◎顧客資産等着服事案の調査結果（主な傾向）

行為者：30～50代の営業員 等
被害顧客：高齢者・担当顧客 等
手口：顧客宅での現金受渡し 等
隠ぺい行為：残高明細の偽造 等

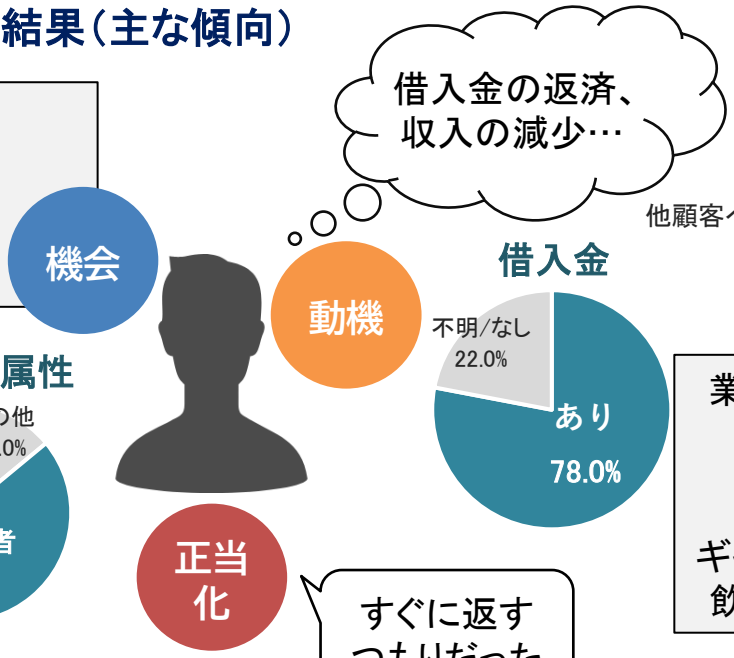

資金使途

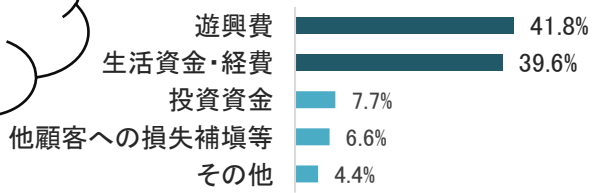

借入金

動機の主な背景

業務上のプレッシャー、家庭の問題など公私におけるストレス

ギャンブル、投機的取引、買い物、飲食、ゲーム、推し活などに依存

行為者の年齢（当時）

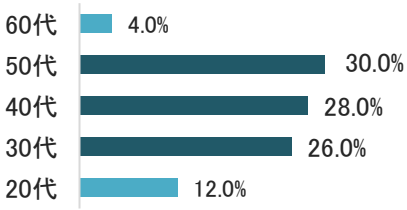

行為者の属性

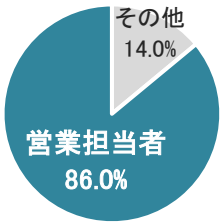

発見の端緒

顧客宅での現金受渡しによる手口が多いことから、「顧客等の申出」による発覚が多い（72.0%）

不審な取引を顧客に気づいてもらう工夫が重要

安易な行為の正当化に対して、着服等の重大行為は発覚し、発覚後は重い処分を受ける現実とのギャップ

4. その他（従業員規則の改正）

改正の概要

- その他所要の整備として、「協会員の従業員に関する規則」第5条第3項に規定する採用照会の特例に関する規定の一部を改正する。

改　正　案	現　　行
（本協会への照会）	（本協会への照会）
第５条　　（　現行どおり　）	第５条　　（　省　　略　）
２　　（　現行どおり　）	２　　（　省　　略　）
３　協会員が、他の協会員の従業員を出向により採用しようとするとき、他の協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の従業員を採用しようとするときは、前２項の規定を適用しない。	３　協会員が、他の協会員の従業員を出向により採用しようとするとき、他の協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用しようとするときは、前２項の規定を適用しない。
４・５　　（　現行どおり　）	４・５　　（　省　　略　）

改正理由

- 従業員規則第5条第3項は、出向又は帰任により他の協会員の従業員を採用する場合や、グループ内の他の協会員の従業員を採用するにあたり、採用した協会員において改めて採用照会を行うことを不要とする規定であるが、同項の「他の協会員の使用人」には、他の協会員において採用照会の対象となっていない者（登録金融機関業務に従事しない者）も含まれてしまうため、規定の適用対象を明確化する観点から、「使用人」を「従業員」に改正する。

5. スケジュール等

年月日	対応方針に係る公表状況
2026年7月1日	日本証券業協会「当面の主要課題」において、「協会員の役職員の職業倫理意識と信頼の一層の向上に向けた取組み」の一環として、「重大な法令等違反行為に係る外務員等処分の公表項目・公表対象について、必要に応じて見直しを行う」旨を公表

年月日	規則改正の検討状況・予定
2026年10月15日	自主規制企画分科会においてパブコメ案を審議
2026年10月20日	自主規制会議においてパブコメ案を審議
2026年10月20日 ～11月19日	規則改正案のパブリック・コメント
2026年12月10日	自主規制企画分科会において規則改正案を審議（注）
2026年12月15日	自主規制会議において規則改正案を審議（注）
2026年12月15日	改正規則の施行日

（注）パブリックコメント募集時の案の内容について変更を求める意見がない場合は、当該案に沿った規則改正等（軽微な語句修正等を含む。）の了承を委員長・議長に一任し、原則として、会議における改めての審議は行わない。この場合、表に記載の日程より早い日程となる。